

## 税金を納め忘れていたら

**○督促状**  
納期限を過ぎても税金を納めていただけない場合は、督促状を発送します。督促状の発送日から10日以内に納税のない場合は滞納処分の対象となります。

**○延滞金**  
税金を納期限までに納めていただかないと、納めるべき税額のほか法律で定められた延滞金を納めていただかなければなりません。延滞金の率は納期限の翌日から1か月間は年7.3%、1か月を過ぎると年14.6%（現在特例によりそれぞれ2.9%、9.2%）になります。

**○滞納処分**  
納期限の督促状発送後も納税のないかたや、分納の約束を守らないかたについては、納税相談の案内や催告状を送付します。

再三の催告にもかかわらず税金を納付していただけない場合は、納期限内に納めたかたとの公平性を保つために、動産（自家用車やテレビ、貴金属など）のほか、金融機関への預貯金取引状況、勤務先への給与等支払状況、生命保険会社への契約内容の状況、法務局への不動産の所有状況など各種の調査を行い、差押さえ可能な財産の差押さえを実施し、現金に換価したあと滞納税に充てることとなります。

**○分納相談**  
解雇や病気による入院などにより収入が皆無または急減したかたについては、分納相談も行っています（督促料や延滞金がなくなるものでないので、ご注意ください）。

群馬銀行	本店・すべての支店
邑楽館林農業協同組合	本所・すべての支店
館林信用金庫	本店・すべての支店
足利銀行	館林・藤岡支店
みずほ銀行	本店・すべての支店
東和銀行	館林・館林駅前支店
三井住友銀行	本店・すべての支店
中央労働金庫	館林支店
ゆうちょ銀行	関東1都6県および山梨県所在のゆうちょ銀行

**○町県民税**  
前年の所得に対して課税されます。納付方法は給与や年金からの天引き、納付書、口座振替のいずれかです。

**○固定資産税**  
1月1日に所有している固定資産（土地や家屋など）に課税されます。納付方法は納付書または口座振替です。

**○軽自動車税**  
4月1日に軽自動車を所有しているかたに課税されます。納付方法は納付書または口座振替です。

**○国民健康保険税**  
国民健康保険に加入されているかたの世帯分が世帯主に課税されます。納付方法は納付書または口座振替です（年金からの天引きにより納めるかたもいます）。

**○介護保険料**  
65歳以上のかたに課税されます。前年の所得に応じて保険料の段階が決定され、納付方法は初年度は納付書、以後は年金からの天引きです。

**○後期高齢者医療保険料**  
75歳以上のかたに課税されます。

### こんなときには要注意

**納付書納付になる場合**  
**○介護保険料**  
65歳になった最初の年度は保険料を納付書により現金で納める期間があります。介護保険料は全て年金からの天引きにより納めるものと思って、現金納付の通知を確認していかたが見受けられます。65歳になったかたは、誕生月の翌月に送付される通知を必ずご確認ください。

国民健康保険に加入されているかたが75歳になると後期高齢者医療保険に加入することになります。

保険料は介護保険と同じく基本は年金からの天引きによる納付ですが、75歳になった最初の年度は納付書により現金で納める期間がありますので、75歳になったかたは誕生月の翌月に送付される通知を必ずご確認ください。なお、国民健康保険税と同じように年金からの天引きを中止し、指定された口座からの振替納付をすることも可能です。

**○国民健康保険税**  
国保税が年金からの天引きとなつていないかたで、世帯員の引越しや婚姻、出生などにより年金からの天引きの条件に該当しなくなる場合があります。

### 口座振替が便利です

口座振替を利用していたら、税金や保険料の納め忘れがなくなり便利です。

町に納める税金や保険料のうち、介護保険料の年金からの天引き以外は口座振替が可能です。納め忘れや納付に出向く必要がなく便利です。金融機関で口座振替の登録ができます。

**口座登録していても**  
税金と保険料は別々に口座登録する必要があります。国保税の口座振替が登録されていても、介護保険料や後期高齢者医療保険料の口座振替はできません。

**○介護保険料**  
年金天引きがほとんどですが、65歳になった最初の年は納付書による納付となります。他の税とは別に口座登録する必要があります。

**○後期高齢者医療保険料**  
75歳になったときに納付書による納付が生じるほかに、介護保険料と違い、変更申請の手続きをすれば年金天引きから口座振替による納付に変更することができます。

国民健康保険とは制度が違うことから、口座振替を希望するかたは新たに口座登録を行ってください。

**口座の残高不足にご注意を**  
残高不足により納期月の振替及び翌月の再振替えができなかったときは、窓口納付になりますので、ご注意ください。なお、残高不足が解消されれば、翌以降再度口座振替が実施されますので、ご安心ください。

**問合せ 収税係**  
■内線 221・222

町に直接納める税金や保険料の種類は

町県民税

国民健康保険に加入されているかたが75歳になると後期高齢者医療保険に加入することになります。

保険料は介護保険と同じく基本は年金からの天引きによる納付ですが、75歳になった最初の年度は納付書により現金で納める期間がありますので、75歳になったかたは誕生月の翌月に送付される通知を必ずご確認ください。なお、国民健康保険税と同じように年金からの天引きを中止し、指定された口座からの振替納付をすることも可能です。

**○国民健康保険税**  
国保税が年金からの天引きとなつていないかたで、世帯員の引越しや婚姻、出生などにより年金からの天引きの条件に該当しなくなる場合があります。

# 忘れていませんか？ 税金の納期限

町税の種類と納期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
軽自動車税	1期									
固定資産税	1期		2期		3期		4期			
町県民税		1期		2期		3期		4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

※年金天引きの税（料）も普通徴収に変更になる場合があります。  
※各納期限は、月末日（12月は25日）となります。



毎週水曜日は業務窓口を午後7時15分まで延長しています。ぜひご利用ください。

